

平成 2 5 年 9 月 川 棚 町 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 2 日 目)

平成 2 5 年 9 月 2 6 日 木 曜 日 (午 前 1 0 時 開 議)

出 席 議 員 (1 6 人)

1 番	村 井	達 己
2 番	竹 村	一 義
3 番	福 田	徹
4 番	堀 田	一 德
5 番	三 岳	昇
6 番	毛 利	喜 信
7 番	田 崎	一 幸
8 番	波 戸	勇 則
9 番	小 谷	龍 一 郎
1 0 番	朝 長	敏
1 1 番	小 田	成 実
1 2 番	田 口	一 信
1 3 番	森 田	宏
1 4 番	久 保 田	和 惠
1 5 番	山 口	隆
1 6 番	初 手	安 幸

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	山口 誠 実
企画財政課長	大 川 豊 文
国体推進室長	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健康推進課長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住民福祉課長	住 吉 克 己
産業振興課長	
兼農業委員会事務局長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダム対策室長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	

議事日程

- 日程第 1 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第 2 議案第 41 号 工事請負契約の締結について（小串小学校屋外プール改築工事）
- 日程第 3 議案第 42 号 平成 25 年度川棚町一般会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 4 議案第 43 号 平成 25 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 5 議案第 44 号 平成 25 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 6 議案第 45 号 平成 25 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 7 議案第 46 号 平成 25 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 8 議案第 47 号 川棚町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 48 号 川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 請願第 2 号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願 |
- 日程第 11 請願第 3 号 年金 2.5% の削減中止を求める請願
- 日程第 12 陳情第 3 号 消費税増税の実施の延期を求める陳情書

議 **長** ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議 **長** 日程第1、同意第2号「教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題とします。本件について、説明を求めます。

町 **長** おはようございます。同意第2号「教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、提案理由を説明致します。

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められ、5人の委員をもって組織するとされております。川棚町の教育委員会委員で、現教育委員の塚田正之氏の任期が、本年10月9日までとなっていることから、引き続き同氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

塚田氏は議案に記載しておりますとおり、川棚町中組郷1261番地5にお住まいで、年齢は昭和28年10月5日生まれの59歳でございます。昭和53年3月に福岡大学薬学部薬学科を卒業され、病院等に勤務の後、平成8年3月から川棚町白石郷7番地130において、みつたけ薬局を開業され現在に至っております。これまで、川棚小学校のPTA会長及び副会長を歴任され、現在は、大村東彼薬剤師会の会長や、川棚地区少年補導員、保護司を務められるなど、PTA活動や子ども達の健全育成に熱心に取り組んでいただいているところであり、今後も適切に、その職務を果たしていただけるものと確信をしております。住民からの信頼も厚く、教育委員会委員として適任であると認めますので、ご提案申し上げる次第であります。ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしく願い申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。

議 **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認めます。

これから同意第2号「教育委員会委員の任命について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ 長 全員起立です。したがって同意第2号「教育委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定致しました。

議 _____ 長 次に、日程第2、議案第41号「工事請負契約の締結について(小串小学校屋外プール改築工事)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ 長 議案第41号「工事請負契約の締結について(小串小学校屋外プール改築工事)」について、提案理由の説明を致します。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約につきましても、昭和39年条例第6号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条により、予定価格が5千万円以上の工事または製造の請負と規定されておりますので、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、小串小学校屋外プール改築工事の請負であり、当該工事にかかる入札会を、去る9月9日、12社による指名競争入札で行った結果、川棚町百津郷長浜364番地、株式会社倉前工業、代表取締役倉前直弘が1億2,022万5千円で落札決定したので、9月11日に仮契約を締結しているところであります。工事概要と詳細につきましては、教育次長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

教育次長 それでは、本工事の概要について、私の方から説明させていただきます。

既存の小串小学校屋外プールは、昭和50年に建設され、37年を経過した町内の小中学校でも、最も古い鉄筋コンクリートプールです。鉄筋コンクリートプールの耐久年数は、一般的に約30年と言われており、プール本体の水漏れは、今のところないものの、各所に劣化の兆候が現れております。特に、ポンプやろ過器など、設備の老朽化は著しく、全般的な更新の時期が来ております。また、小プールもなく、低学年の水泳指導に支障をきたしていること、施設内にトイレがなく不便な状況であることから、今回、プールを全面的に改築することとしました。それでは参考資料をご覧ください。議案の2枚目になります。

工期は、工事期間を6ヶ月間要しまして、平成26年3月20日までとしております。工事場所につきましては、川棚町小串小学校でございますが、次のページの参考図面1をご覧ください。

図面左上の地図が小串小学校の位置図でございます。図面左下が小串小学校内のプールの位置になります。プールは、既存のプールを解体し、その場所に新たなプールを建設することと致しております。すいません。1ページ前の参考資料をお願い致します。

工事の概要についてでございます。まず、プール建設につきましてですが、プール大は高学年が使用するプールで、主体部分が鉄筋コンクリート造り、本体部分がFRP、水面積が271.25㎡でございます。FRPとは、繊維強化プラスチックのことで、水面積は、プールに水を張ったときの表面積のことです。その下、プール小は、低学年が使用するプールで、構造はプール大と同じで、水面積は40.14㎡でございます。参考図面の2をご覧ください。

プール施設の平面図でございます。図面の下部がグラウンドとなり、右側が体育館となります。プールの出入り口は、施設の右下にございます。プール大は、図面中央部に赤字で、プール(大)FRP271.25㎡と書かれた部分で、プール小は、その右上のプール(小)FRP40.14㎡と書かれた部分になります。

プール本体の構造としては、鉄筋コンクリート製、ステンレス製、FRP製があり、町内の他の小中学校はステンレス製であります。今回の工事では、素材の弾力性があり、安全性が高く修繕がしやすいFRPを採用しました。最近では、FRP製のプールが増えており、波佐見町の学校プールや、くじゃく荘

のプールもFRP製でございます。参考図面4をご覧ください。

プール大の詳細図でございます。図面の中央部に断面図がございまして、プールの水深が記載されております。水深は0.9から1.1メートルで、学校プールの標準的な深さでございます。なお、学校プールは浅く飛び込みが危険で禁止されていることから、今回の工事では飛び込み台の設置をしないこととしております。次のページの参考図面5をご覧ください。

プール小の詳細図でございます。こちらにもプールの断面図が書いてありまして、プールの深さは0.7メートルで、これも標準的な深さでございます。申し訳ございませんが、また議案2ページ目の参考資料にお戻りください。

建築物と致しまして、管理A棟と管理B棟がございまして。管理A棟は男女の児童更衣室と男女のトイレで、鉄筋コンクリート造り1階、面積が49.92㎡でございます。管理B棟は、機械室、器具倉庫、職員更衣室で、鉄筋コンクリート造り1階、面積が24.6㎡でございます。参考図面2の方をご覧ください。

管理A棟、管理B棟の位置は以上の場所でございます。この他の施設としまして、管理A棟のすぐ上に洗顔ユニットとシャワーユニット、プール大のすぐ上のプールサイドにユニット式のコースロープ収納ボックスを設置します。このコースロープ収納ボックスは、ベンチとしても使用できるものでございます。申し訳ございません。また2ページ目の参考資料の方にお戻りください。

プールのろ過方式についてです。プールのろ過方式につきましては、可逆式珪藻土ろ過全自動方式を採用しております。本方式は、ろ過機器がコンパクトでランニングコストも安く、水をきれいにする能力がこれまでのものより高い方式です。また、全自動で運転できるので教職員への負担も軽減できるものと考えております。

次に、その下の既存プールの解体工事でございます。今回、新たにプールを建設するため、プール本体、プール更衣室11.90㎡、プール機械室11.81㎡を取り壊し撤去致します。議案の最後のページの入札結果一覧表をご覧ください。先程、町長からもありましたとおり、去る9月9日に入札会を開催し、12社による指名競争入札を行った結果、川棚町百津郷長浜364、株式会社倉前工業が入札記載金額1億1,450万円で落札し、9月11日に消費税込み金額1億2,022万5千円で仮契約を締結したところでございます。

以上で、説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

1 4 番久保田 このプール建設工事費ですけれども、工事費と、それから解体工事費はそれぞれどのくらいかかるのでしょうか。

教 育 次 長 久保田議員のご質問ですが、申し訳ございません。今、手元に設計書を持ってきていなくて、企画財政課の方に置いてあるものですから書類がちょっとなくて、今分かる範囲なんですけれども、解体費に700万円程度かかります。正確な金額がちょっと分からないんですけども、その程度でございます。以上でございます。

1 5 番 山 口 本体工事費そのものではございませんが、例えばプール解体工事の場合に、騒音、振動、粉塵等が出る可能性があるわけですけれども、騒音については、例えば授業等に支障がないような範囲での解体工事、その騒音とか出る場合についてですね、そういう配慮がなされているのかどうかというのが一点。それからもう一つが、半年にわたる工事になるわけですが、その間に児童生徒というのは、思いもかけない行動としてですね、工事に関わって、いわゆる事故等が起こる可能性もあると、そういった面の安全対策、こういった面についてはどういう配慮をされているのかお尋ね致したいと思います。

教 育 次 長 工事におきましては、解体時にかなりの騒音が出るというふうに考えております。その件につきましては、学校側と協議の上ですね、授業に支障を極力かけないようなかたちで施工するというところで、これから業者の方と進めていく予定でございます。

児童に対する安全対策につきましても、これも学校側と協議の上ですね、昼休みは校庭等で遊ぶこともありますので、そこらへんを配慮したかたちですね、事業を進めるということで、進めていきたいと思っております。以上でございます。

1 3 番 森 田 久しぶりに地元の業者が落札していただいて、総務厚生委員会でもですね安堵しているところなんですけど、良かったと思います。

私は2つお聞きしたいんですけど、工事が始まった場合にですね、グラウンドと書いてありますが、グラウンドの方まで網を張って、グラウンドの使用に支障をきたすようなことはないのかどうかというのが一つ。それから、プールに

についてはですね、全国的に排水の時に事故が起きて、死亡事故があっちこっちで散見されているんですよ。現在、この予定ではですよ、可逆式珪藻土ろ過となっておりますが、これによってそういう事故は全く防げるのかどうかお尋ねします。

教育次長 子ども達のですよね、グラウンドの使用に支障をきたさないのかということでの質問でございます。まず一点目ですね。これにつきましては、グラウンドの一部はですね、どうしても作業車の通路とかの確保が必要になり、グラウンドの使用面積は少なくなると思います。ですが、通常のサッカーやソフトボール程度はですね、できるだろうというふうなことで、これも学校の方と調整を図りながらですね、現在進めているところでございます。

それから死亡事故の関係なんですけれども、これは確か、プールの吸い込み口ですかね、排水口に吸い込まれて、そこで死亡事故が発生したというふうなことで、主な原因は吸い込み口が大きいということと、カバーがきっちりされていなかったというのが原因だろうと思います。今回の場合はですね、このろ過装置によって、このろ過装置と死亡事故の因果関係というのは、私個人的にはあまりないのかなというふうに思っております。今回のプールにつきましては、その吸い込み口についてはですね、これまでそういう事故がありましたので、そういうことがないような配慮をされた構造でですね建設するということになっておりますので、そういう事故は発生しないものと考えております。以上でございます。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第41号「工事請負契約の締結について（小串小学校屋外プール改築工事）」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第41号「工事請負契約の締結について（小串小学校屋外プール改築工事）」は、可決されました。

（10：22）

議 長 次に、日程第3、議案第42号「平成25年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第42号「平成25年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,267万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億7,760万6千円にしようとするものであります。

補正の主なものと致しましては、歳入においては、前年度繰越金の確定による増額、地方交付税、臨時財政対策債の確定による減額、補助決定した国、県支出金の増額等であります。歳出においては、追加で国、県補助が決定した農業基盤整備促進事業、漁村再生交付金事業、保育士の処遇改善を進める保育士等処遇改善臨時特例事業、7月に発生した農地災害に対応する災害復旧費、24年度の決算確定に伴う国、県への精算返納金、特別会計への繰出金などが主なものであり、その他、当初予算編成後の事情変更等に対応するため必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

企画財政課長 それでは議案第42号「平成25年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」について、ご説明致します。ご説明は、まず歳出、次に歳入、そして第2表地方債補正、この順番でご説明致します。最初に27ページ、28ページをお開きください。

歳出の説明でございます。2款総務費、1項6目企画費の国際化推進事業費において、121万1千円を減額しております。これは中国、瀋陽市から中学生を受け入れるホームステイ事業を今年度は8月に開催する予定でございましたが、事情により開催が困難になり、やむなく中止の決定を行いましたので、当初予算によって計上していた経費を全額減とするものであります。これに併せて、財源内訳にあるとおり歳入においても予定していた補助を減額致します。

次に、13目財政調整基金費、細目2減債基金費において、25節に773

万7千円を計上しております。これは基金運用の見直しにより、利子収入が増となりましたので、その分増額を行うものです。財源内訳のとおり、同額を歳入の財産収入において増としております。次のページをお開きください。

3款民生費です。1項1目社会福祉総務費の細目1社会福祉総務費において、86万2千円計上しております。これは24年度決算の確定に伴い障害者医療において国庫支出金の精算返納金が生じたので、23節において計上したものです。また、細目8地域支え合い事業費において159万円計上しております。これは現在、整備を進めております地域見守りネットワーク事業において要支援者の訪問調査を行う公用車の購入のための備品購入費、そしてその公用車の燃料費、事務に必要な通信費を計上したものであります。

次に、2目障害者福祉費について、細目4福祉医療費50万円、これにつきましては、6月議会において条例改正を行いました福祉医療費の支給について、支給対象者の拡大に伴い電算システムの改修を要する委託料でございます。

細目6地域生活支援事業費32万円、これは障害者程度区分認定調査に要する委託料であります。

細目7育成医療給付費につきましては、これは増減はあっておりませんが、育成医療対象事業の適用確認のため、医師による意見書の作成を行っておりますが、この経費につきましては8節報償費から12節役務費へ予算の予算科目の組み替えを行ったものであります。

2項1目児童福祉総務費の細目1児童福祉総務費について、3節職員手当のマイナス10万円、23節の40万6千円、併せて30万6千円を増額するものであります。職員手当のマイナス10万円につきましては、職員の時間外手当の一部が、下の2目児童措置費の保育所運営費において補助対象となることになりましたので、保育所運営費の職員手当に組み替えを行うものであります。23節の40万6千円につきましては、24年度決算が確定したことにより、国、県支出金の精算返納金が生じたので、それを手当とするものであります。

細目5児童公園管理費220万円、これは旭ヶ丘児童遊園の改修工事について、15節工事請負費を増額するものであります。

細目17子ども子育て支援事業費、これは子ども子育て支援新制度の施行に向けて、電算システムの構築に要する委託料として328万円を増額するもの

であります。

続きまして、2目児童措置費の細節1保育所運営費、1,010万円の増額を行っております。これは保育士等処遇改善臨時特例事業によりまして、民間保育所の運営費にかかる補助が増額されるとともに、町で行う事務費の一部が補助対象となったものであります。

3節職員手当から14節使用料までは、町の手務費にかかる補助、町の手務費でございます。このうち職員手当につきましては、先程ご説明したとおり児童福祉総務費から10万円組み替えたものであります。

19節負担金補助及び交付金966万円につきましては、民間保育所の運営に対する補助の増であります。財源内訳にありますとおり、この事業は全額県支出金によって手当てされるものであります。次のページをお開きください。

4款衛生費になります。1項1目保健衛生総務費において、まず細目1保健衛生総務費の49万6千円でございます。これは23節の償還金でございます。これは24年度決算の確定に伴い生じた県支出金への返納金であります。

次に、細目4国民健康保険事業費6万6千円、これは1節の報償費でございます。これは国保運営協議会の会議が当初の予定よりも増えましたので、その分、委員報酬を増額するものであります。

細目5未熟児養育事業100万円、これは対象児が当初見込みよりも増えましたので、それに対応して扶助費を増額するものであります。この分につきましては、国2分の1、県4分の1、併せて75万円の補助があります。そして、左側の財源内訳、これは25万円になっておりますけれども、これはこの1目保健衛生総務費の中の母子保健事業において、今回、歳出の増減を伴わない歳入だけの減額50万円が生じておりますので、先程の75万円と相殺して25万円の財源内訳となったという次第です。これにつきましては、歳入の説明の折に改めてご説明を致します。次のページをお開きください。

6款農林水産費でございます。1項5目農地費、細目2農道新設改良費に58万円を計上しております。これは県事業の基幹農道川棚西部地区整備事業において、町が県から用地補償等の事務の委託を受けましたので、これに対応する臨時職員の賃金、事務にかかる通信運搬費を追加するものであります。

細目3道水路維持補修費に工事請負費100万円を計上しております。これは岩屋地区における農業用排水路において、石積みの護岸が一部崩落している

箇所が生じたので、これを改修するものであります。

細目6用排水路事業費の工事請負費1,740万円、これは県補助金、農業基盤整備促進事業補助金を活用した野口、中山、白石地区の農地の暗渠排水等の改修事業であります。これは県補助の他、地元受益者負担、地方債の予定額を歳入においても計上しております。財源内訳については、後ほど歳入の折にご説明致します。

2項林業費、1目の森林整備地域活動支援交付金、19節において32万円計上しております。これは県林業公社が森林整備計画に基づき搬出、間伐等を行う事業に対する補助金であります。財源として、国2分の1、県4分の1の補助も併せて計上しております。

3項水産業費、3目の漁村再生交付金事業でございます。これは新たに漁村再生交付金事業補助金の対象となりました片島防波堤整備工事にかかる事業費として旅費、消波ブロックを一時仮置きする用地借用の使用料、工事請負費、併せて9,026万円を計上したものであります。これにつきましては、県補助の他、地方債の予定額も歳入において計上しております。次のページをお開きください。

7款商工費でございます。1項2目商工業振興費25万円を計上しております。これは東彼商工会が新規事業として取り組みます東彼三町の観光プロジェクト事業に対する補助金でございます。

3目観光費の観光費10万円を計上しております。これは県内の市町が共同で実施致します長崎の旅イメージアップ推進事業に対する補助金であります。次のページをお開きください。

8款土木費になります。5項3目公共下水道費、28節繰出金として845万6千円の減をしております。これは公共下水道事業特別会計における補助金決定及び繰越金の確定に伴い、一般会計から公共下水道事業特別会計に対する繰出金において調整が生じたものであります。

6項住宅費、1目住宅管理費の住宅性能向上リフォーム支援事業費でございます。これは19節に250万円計上しております。これは長崎県が平成25年度から創設しました支援事業でありまして、住宅のバリアフリー化、省エネ化、防災化など、一定の性能向上が確保できる住宅リフォームに補助を行う市町に対して支援を行うという制度でございます。これにつきましては、制度の詳細

や県からの予算配分等が確定しましたので、本町においても取り組むこととし、予算を計上したものであります。事業費の財源は、全て県の補助金によるものであります。

9 款消防費でございます。1 項 2 目非常備消防費におきまして、1 1 節需用費に 1 0 9 万円を計上しております。これは内訳としましては、消防団加入促進事業補助金を活用して実施する事業 8 8 万円、これは横断幕、看板、マグネットシート、のぼり等を購入し、掲示広報を行うことによって消防団員の加入促進を P R するものでございます。これは全額、県補助金が充てられるものでございます。そして、もう一つの事業として、消防団員安全装備品整備等助成金を活用した消防団員の安全確保のため、反射夜光チョッキの購入を行い、各分団に配備するものでございます。これは事業費が 2 1 万円、財源としましては、県市町村総合事務組合からの助成金の額を充てることとしております。次のページをお開きください。

1 0 款教育費でございます。7 項学校給食共同調理場費の管理費におきまして、3 5 万円、工事請負費に計上しております。これは給食センターの事務費のエアコンが老朽化致しまして、取替を要しますので工事請負費に 3 5 万円計上したものでございます。

細目 2 の運営費 7 万円、これにつきましては人事異動による職員減によりまして、ボイラー点検の有資格者が不在となりましたので、点検委託業務の外部委託に要する経費を 1 3 節委託料として計上したものでございます。

1 1 款災害復旧費、1 項 1 目補助災害復旧費 4 6 4 万円計上しております。これは 7 月に発生しました豪雨による農地災害、木場地区と五反田地区に合計 3 箇所被害がありまして、その復旧に要する経費として、測量業務の委託料 3 4 万円、そして工事請負費 4 3 0 万円を計上したものであります。次のページをお開きください。

1 4 款予備費、これは歳入歳出の見合いで増額をしたものでございます。それでは歳入の説明に移ります。7 ページ、8 ページをお開きください。

まず、8 款地方特例交付金でございます。これは減収補てん特例交付金 8 1 万 4 千円減額を行っております。これは 2 5 年度の本町に対する交付額が決定しましたので、その減額を行ったものであります。次のページをお開きください。

9 款地方交付税、普通交付税において 1 3 9 万 4 千円減額を行っております。これも平成 2 5 年度の普通交付税の決定に伴い、本町交付額が示されましたので当初予算との差額を減額したものであります。次のページ。

1 3 款国庫支出金、1 項 2 目衛生費国庫補助金でございます。これが母子保健衛生費国庫負担金 5 0 万円の増、これは歳出によって説明しました未熟児養育事業 1 0 0 万円に対する 2 分の 1 の国庫負担分であります。

2 項 1 目民生費国庫補助金 3 0 万 6 千円、これは歳出の地域生活支援事業費に対する国庫補助であります。次のページをお開きください。

1 4 款県支出金でございます。1 項 6 目衛生費県負担金、長崎県未熟児医療費県費負担金 2 5 万円の増額、これも歳出によって説明した未熟児養育事業 1 0 0 万円に対する 4 分の 1 の県負担でございます。

2 項 2 目民生費補助金の細目 3 児童虐待防止緊急強化事業 5 0 万円の減額を行っております。これは歳出の折にちょっと触れましたけれども、当初、この補助事業が継続するものとして、母子保健事業に活用するため当初予算に計上しておりましたが、補助が廃止となりますので減額を行ったものであります。

細目 4 安心子ども基金事業補助金 1 , 2 2 0 万円を計上しております。内訳としましては、歳出の保育所運営費に充当される保育士等処遇改善臨時特例事業 1 , 0 1 0 万円、そして子ども子育て支援事業費に充当される 2 1 0 万円という内訳になっております。

5 目農林水産業費県補助金の農業基盤整備促進事業補助金の 1 , 1 9 0 万円につきましては、歳出の用排水路事業費の暗渠排水等の改修事業 1 , 7 0 0 万円に対します補助金でございます。

細目 3 の森林整備地域活動支援交付金事業補助金 2 4 万円、これは県林業公社が搬出、間伐等を行う事業 3 2 万円に対する国、県の補助でございます。

漁村再生交付金事業補助金でございます。これは片島防波堤整備工事の工事請負費 9 千万円に対する補助金でございます。

6 目土木補助金の住宅性能向上リフォーム支援事業補助金 2 5 0 万円、これは歳出と同一事業名の歳出に対する事業費の全額補助でございます。

9 目消防費補助金、消防団加入促進事業補助金 8 8 万円、これも歳出の同一事業に対する全額の補助金でございます。

1 1 目農水施設災害復旧補助金の 3 4 4 万円、これは歳出の補助災害復旧費

のうちの設計委託料を除く工事請負費に対する補助金でございます。

3項4目農業費委託金の用地補償等業務委託金、これは県の農道新設改良事業費、基幹農道川棚西部地区整備事業において県から委託を受けた用地補償等事務に対する委託金でございます。次のページをお開きください。

15款財産収入でございます。1項2目利子及び配当金の減債基金利子、これは歳出の折に触れましたけれども、773万7千円の増額で、基金運用の見直しによる利子収入の増を計上したものでございます。

2項3目出資返納金、長崎県市町村社会福祉振興財団出資返納金16万9千円の減額としております。これはこの財団の精算に伴う出資市町に対する返納額というものを、当初予算において45万1千円と見込んでおりました。これについて精算が完了しまして、本町への返納額が45万9千円と確定致しました。そして、その当初の出資金額が28万2千円ありまして、その相当分を財産収入として受け入れ、その出資額を超える部分については雑収入として受け入れるのが適当であると判断されましたので、財産収入において、その差額を減額したものであります。残りの17万7千円につきましては、後ほど説明します雑収入において計上しております。次のページをお開きください。

16款寄付金でございます。1項4目農林水産業寄付金でございます。これは190万円計上しておりますが、内訳は用排水路事業費、暗渠排水の改修事業の地元負担金、これが165万円、農地の災害復旧にかかる地元負担金25万円、併せて190万円となっております。次のページをお開きください。

17款繰入金でございます。1項の特別会計繰入金において、2目介護保険事業特別会計繰入金に251万4千円、そして4目の後期高齢者医療特別会計繰入金に10万4千円を計上しております。これはいずれも24年度の決算確定に伴い一般会計への繰入金の調整が生じたものでございます。

2項繰入金において、1目下水道事業基金繰入金3千万円の減額、2目減債基金繰入金4,184万4千円の減額を行っております。これは24年度の決算が確定しまして、繰越金の増額などがありましたので、この2つの基金繰入金については、減とするものであります。次のページをお開きください。

18款繰越金でございます。これは24年度の決算が確定しまして、純繰越金も確定を致しましたので、当初予算との差額を増額するものであります。次のページをお開きください。

19款諸収入でございます。まず4項雑入、4目過年度収入につきましては、児童手当と福祉医療におきまして収入がありましたので、実績に見合う増を計上したものであります。

5目の雑入、細目16の国際交流支援事業費補助金でございます。これは中国とのホームステイ事業に、この補助金の活用を予定しておりましたが、全額を減とするものであります。

29細目消防団員安全装備品整備等助成金、これは消防費における反射夜光チョッキの購入に対する助成金でございます。

細目30長崎県市町村社会福祉振興財団財産処分配分金、これは先程、出資返納金の際に説明したとおりであります。次のページをお開きください。

20款町債でございます。1項3目農林水産債における漁村再生交付金事業債2,520万円、これは片島防波堤整備事業の補助残部分について起債借入を行うものでございます。

農業基盤整備促進事業債320万円、これは暗渠排水等の改修事業の補助残について、起債借入を行うものであります。

8目臨時財政対策債2,830万円の減につきましては、平成25年度普通交付税の決定に伴い、本町の起債発行額が示されましたので、当初予算の計上額との差額を減額するものであります。この20款の町債の補正につきましては、第2表に対応してまいります。

以上が歳入歳出補正予算事項別明細書の内容でございます。この内容を取りまとめたものが1ページ、2ページ目の第1表となります。それでは3ページをお開きください。

第2表、地方債補正についてご説明致します。まず、上の部の変更分について、漁村再生交付金事業債として、今回歳入において片島防波堤整備事業にかかる町債の補正を2,520万円計上しておりますので、補正前の2,040万円に2,520万円を増額し、限度額を4,560万円とするものであります。

次に、臨時財政対策債につきましても、今回歳入において2,830万円を減額しておりますので、補正前の2億7千万円から同額を減額し、限度額を2億4,170万円とするものであります。

次に、下の表の追加分についてご説明致します。今回、農業基盤整備促進事業債として、暗渠排水等の改修事業にかかる町債を歳入において320万円計

上したことに併せまして、新たに農業基盤整備促進事業債の限度額を追加するものでございます。

以上が、平成25年度一般会計補正予算第2回の内容であります。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(1 0 : 5 1)

(...休 憩...)

(1 1 : 0 5)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 これから質疑を行います。

1 4 番久保田 三点、お尋ねします。まず28ページですね。国際化推進事業費、ここが先程の説明からやむなく中止をせざるを得なくなったとおっしゃったと思いますが、これが今の日本と中国の関係から、継続できる可能性があるのかどうかというのが1つですね。

それから2つ目は20ページです。旭ヶ丘の遊園ですね、あそこのトイレがものすごく大変な状況だと私は思います。トイレもこの工事の中に含んでいるのかというのが二点目です。

それと三点目は32ページです。未熟児養育事業ですね、対象者が増えたとおっしゃいました。やはりあの、健康に産まれた子供と違って、病気とか病弱な子ども達が多いということもあります。そういうことも考えると、未熟児を産まないように妊婦さんに対する学習を徹底すべきだと、それ以前の学習が必要だと思いますけれども、その取り組みをどう考えていらっしゃるか三点尋ねます。

企画財政課長 久保田議員がご質問の国際化交流事業につきまして、中国との国際交流の今後の継続について、というご質問でしたがお答え致します。

今回のとりやめの理由につきましては、瀋陽市の人民政府外事弁公室というところから、日本語ができる生徒の派遣ができないとの申し入れがありまして、こちらが調べたところによりますと、この外事弁公室、これは非常に権力を持った公的機関でございまして、そこからちょっと横やりが入ったという状況にあります。この継続性というのはですね、近年の日中の状況を見ておきますと、あまり好転する要素がないので、こうしたクレームはですね、今後もあるのじ

やなかろうかなと考えております。そしてもう一つありますのが、中学生の生徒、そして保護者ですね、こちらの方もですね、やはり中国への関心が非常に薄れているという、そういう状況があります。したがって、今後はですね、とにかく予算を組んで実施をするとなると、やはりスムーズにやるということは大事でありますので、そのへんを踏まえてですね、継続については今後研究をしていきたいと考えております。以上です。

住民福祉課長 旭ヶ丘の児童公園の件で、トイレの改修の件でございますが、今回の工事に含んで改修をする考えでおります。

それから32ページの、未熟児養育事業のことでございますが、私どもの方では、未熟児養育の事業に対する予算を計上しております。議員がおっしゃいました未熟児を産まないようにするための、妊婦さんへの対応等につきましては、健康増進課の方で対応しておりますので、健康推進課長の方に回答をお願い致します。

健康推進課長 未熟児の子どもを出産させないようにするためにということで、保健師活動はということですが、まず母子手帳の交付について、母子手帳を交付を受けるときには、当然、集団教育を実施を致しております。その集団教育にどうしても都合がつかないという方については、個別においても母子手帳を交付をしておるところです。その折には、保健師、栄養士が対応を致しております。その後の健診でございますが、医療機関等に健診に関する分については、県の方で一括して委託をさせていただいております。本町では、松尾産婦人科医院で受診をできるようになっております。その他、県内の医療機関でも実施できるようになっております。国、県の補助等は減額をされておりますが、本町においては、補助の減額前と変わらず14回実施をしておるところでございます。以上でございます。

12番田口 38ページの住宅性能向上リフォーム支援事業費についてお聞きします。これは要するに1軒あたり上限がいくらかというふうなことがあるのかどうか、すなわちそれによって、この250万円という金額では、何軒ぐらいを対象と予定されているのかということをお聞き致します。

建設課長 ただいまの質問にお答えをしたいと思います。まず、制度の説明からちょっと入らせていただきたいと思います。この事業につきましてはですね、県の住宅課からですね、各市町の持ち家比率によって、県の3億円を各自

治体へ補助金として配分をするというふうになっております。その中で、本町としましては、250万円が交付をされる予定になっております。これは申請主義でございます、事業概要としましては、既存住宅の一戸建て住宅がまず対象になります。それとマンション等で共同住宅の中で、個人の所有権が区分をされて占有部分があるもの、通路とか、居住スペースだけですね、これについてあくまでも個人の占有権を持つものです。ですから一般アパートは貸し出しですので、これは対象になりません。そういうものが補助対象となります。それと、工事の内容につきましては三点ありまして、バリアフリー安全型、省エネ型、防災型、これにかかる住宅性能向上工事が対象となります。金額としましては50万円以上になります。補助率につきましては、それぞれが5分の1、20%でございます。最高限度額としましては、80万円までということになります。それと新築と増築は対象になりません。そういうことからですね、今質問がありました何棟ぐらいというのがありましたけれども、あくまでも250万円以内の補助ということを考えております。最高限度額でいきますと、3軒以内となりますが、ただ、この分についてはですね、もう一つ高齢者、障害者住宅改造補助金対象事業も適用をされます。ただ、同時にした場合に、その分は別に補助金が出ますので、それは金額としては同時工事はしていいけども、対象外になります。そういう内容のものであります。内容的には以上で、県の配分の250万円を計上させていただいたということです。以上です。

5 番 三 岳 先程の久保田議員の質問と関連をするわけですが、旭ヶ丘児童公園の改修工事ということで、工事請負費が上がっておりますが、これは例えばですね、従来はその各地区の総代さんあたりがとりまとめてですね、いろんな要望をされる、ですから今回、年度の途中に上がってきたというのは、緊急性があったということだろうと思うんですが、本来ならば、やはり年度当初にですね、上げるべきじゃないかなと私は考えるわけですが、先程、そのトイレの傷んでいるとおっしゃったですかね、そういったものも入っていますよということで、工事の概要が分からないんですけども、やはりこういったものについてはですよ、年度当初にこういった工事をするというきちんとした説明がほしいと私は思っているんですが、今回のこの件については緊急性があったのかどうか、工事の内容を含めてお尋ねしたいと思います。

住民福祉課長 三岳議員のご質問にお答えを致します。実は、この旭ヶ丘児童公

園については、当初から予算をとっておりました。当初予算を計上する際に、当然、地元との協議もしてきたわけですが、公園内への遊具の設置、それから植栽、こういったところまで詰めきっておりませんでした。したがって、その後、今年度に入りまして地元と協議を致しました。その結果、設計をやり直すことが生じました。設計をやり直した結果、このような増額になったわけですが、それから、トイレにつきましては、当初は計画を致しておりませんでした。現場を見に行った際に、どうしても久保田議員がおっしゃいましたように、トイレの便器が割れているとか、不潔感が非常に漂っておりまして、この件についても同時に改修をしようということになりました。それで、220万円と多額な増額になったわけですが、当初予算を組む際の地元との協議の中で、なかなか詰めきれないところもございました。遊具についても、元々、すべり台、それからブランコ、鉄棒、こういったものがございましたが、児童も減っているのにそこまで必要なのかという点も地元と話をしました。しかしながら、少ないとは言いながら遊具は欲しいという結果になりましたものですから、そういったものを加味した結果、このように220万円という金額に達したものでございます。以上でございます。

1 番 村 井 24ページの消防団員安全装備のところの説明で、反射夜光チョッキを各分団に配備するというような説明だったかと思えます。私が聞き漏らしたのかもしれませんが、各分団に何着程度ずつ配られるのか、それとも将来的に団員全部に行き渡る程度のことを考えておられるのかお尋ねを致します。

総 務 課 長 この消防団の安全装備品反射チョッキでございます。一つには、これは消防団員等ですね、公務災害保障等共済基金、これから市町村総合事務組合にお金が交付をされておまして、それを全市町村の消防団員数等で按分をして交付をされるというものでございます。今回、21万円の交付であるということで、今、見積もりをとっているのが、一着5,250円程度で40着ということで考えております。そういったことで、消防団員全員に行き渡るというものではございませんで、これを毎年お願いをして各分団員に行き渡る程度にしたいと考えているところでございます。以上です。

3 番 福 田 三点ほどお聞きします。まず26ページの臨時財政対策債が25年度の普通交付税の確定による減額というふうなことだったんですけど、普通

交付税も減額されている中で、こういうふうな減額がどういうふうに関連しているのかをお聞きしたいと思います。具体的にどういうふうな影響があるのかですね。臨時財政対策債の減額による影響をお聞きしたいと思います。

それともう一点は、34ページと14ページですか、用地補償等業務委託金85万円の歳入に対するあれで、34ページ、58万円の支出が対応しているのかなと思うんですけど、差額があるのではないかと思いますのでお聞きします。

それともう一点、36ページ、商工業振興費、東彼商工会への補助ということで、新規で三町での観光事業に対する事業に対する補助をされるみたいですけど、三町で同額をされるのか、他の二町と協議の上の金額の算出なのをお聞きします。

企画財政課長 まずご質問にありました普通交付税と臨時財政対策債、この影響性であります。まずですね、この二つの普通交付税と臨時財政対策債の関係でありますけれども、本来、国の財政が余力があった頃は、全て普通交付税、まず市町村の基準財政需要額から基準財政収入額、これを差し引いたものが普通交付税として手当されるという、そういう制度になっております。本来、国の財政が余力があった頃は、全額普通交付税として対応していたところを国の財政が厳しいということで、その一部を臨時財政対策債として振り替えるということになっております。ですから、この両者は一体となっているというものです。その配分がですね、この国のさじ加減一つということになりますので、要するに普通交付税、市町村に交付される分は総額でいくらという決め方ですね、この算定は普通交付税の算定と、この臨時財政対策債の算定、これは一つの計算式と言いますか、算定で行います。そうしたことでですね、要するにその交付税と臨時財政対策債の総額が、本来、普通交付税で来る分だったということですね、ですから今回の減はですね、正確に申しますと、普通交付税で139万4千円の減をしております。そして、臨時財政対策債で2,830万円の減額をしております。総額で2,969万4千円、約3千万円の減が生じたという、そういう関係性があります。以上です。

産業振興課長 予算書の34ページの一番上の方にあります農道新設改良事業費、これの58万円ということですが、これにつきましては県と委託契約を結んでおりまして、1件あたり4,800円ということ、平成25年

度に契約をするという予定数が178筆ということで契約をしております。それで、支出として今申し上げました58万円というところでございますけれども、支出につきましては、臨時職員を用地交渉のために雇い入れをしております。その経費と通信運搬費ということで、電話料や郵便料、これを6万円計上しておるというところでございます。以上でございますが、もう一つの質問で、36ページの商工業振興費の25万円でございますけれども、これは三町同一額かというご質問であります。三町同一額でございます。また、これに加えて、商工会の方の支出もあるということでございます。

福田議員の質問の主旨からちょっと外れておりました。まず予算書であります。14ページの一番下の方に書いてあります用地補償等業務委託金、これが先程申しましたように、県と委託契約を結んでおまして、その単価掛ける178筆ということで、85万円の収入となっております。それと支出も、先程申しましたこととございますけれども、歳入につきましては先程言いましたように、178筆の予定ということで計上しておるわけですが、これは支出の方と直接関連をするものではないということです。以上です。

15番山口 40ページ、非常備消防費の、いわゆる消防団加入促進事業補助ということで、事業費ですか、109万円のうちの88万円が予算書の中では説明を受けたかと思うんですが、いわゆる現在消防団員の定数については不足しているのが現状でございます。ただ、ここには説明で横断幕等とか、そういったかたちの経費だということで聞いたわけですが、現在、消防団にですね、加入する方というのは非常に少なくなっているじゃないかと、単に横断幕とか、ポスターを貼ってですね、加入をしてくださいと、そういったかたちではですね、ほとんど加入していただけないと。私もいくらか消防団の加入に関わったこともございますが、入団可能者の方にですね、一人ひとり当たる以外に、現在入団というのは見込めないわけですね。ですから、せっかくこういう事業費であればですね、消防団の入団者も非常に減ってきていると、そういうことであればですね、促進事業の中をですね、おそらく分団員とか消防団長さんにお願いをしてですね、新入団のいわゆる入団促進をお願いされていると思うんですけども、そういった中の行動費等にですね、いわゆる考えられないかということでお尋ねしたいと。

総務課長 ただいまの消防団員の加入がなかなか進まないということで、今

ここに計上している補助金を活動費、いわゆる分団員等にお願いする活動費にならないかというようなご質問でございました。今あの、県の補助からすると備品あるいは需用費、そういったものにしか充てられないというような要綱になっておりまして、活動費等に充てられるというものになっておりません。新聞等では、そういった手当とか、そういったものに使えるようにというのが載ってございましたけれども、今後そういったものを見ながら、そういった手当ができるようになればですね、そういうふうにしたいというふうに思っております。今回はそういったことに充てられないということから、このような看板等の設置ということにしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

1 1 番 小 田 30ページの地域支え合い事業費の中で、159万円、これは訪問調査のための車諸々を購入をするということでごございましたけれども、今現在、その調査のために使うような車ですね、公用車が不足をしているのかというのが一点と。

もう一点はですね、今3地区で進められておりますけれども、車などのそういった整備をする前に、今一度、地域見守り支え合い事業についての役場内部の各部署間の連携と言いますか、話し合い調整が必要ではないだろうかというふうなことをお尋ね致します。以上です。

住民福祉課長 地域づくり見守りネットワークのところで、公用車の予算を計上させていただいておるわけですが、公用車が不足しているのかというご質問でございしますが、実は年度当初に公用車が必要ではないかという検討はしてきております。しかしながら、まだその時点では状況がまるっきり掴めておりませんので、状況を見ながら判断をしようということで見送っておりました。ところが、実際に業務を始めましたところ、対象者のご家庭を訪問する際に、こちらの都合ではなかなか訪問ができません。相手方の都合に合わせますと、どうしても公用車の空きが、役場に持ってあります公用車での対応がなかなかできないということで生じてまいりました。今後もそういったことが考えられますので、今回補正にて公用車を購入することで計上させていただいております。

それから各部署間の連携をもっと密にするべきではないかとのご質問でございしますが、住民福祉課サイドと総務課サイド、連絡はある程度、ある程度と言っては失礼ですけど、密にはとっているつもりでございします。こういったことかと申しますと、地元説明の際におきまして、総務課と住民福祉課で対応し

ておりますし、現在、台帳整備を進めておりますが、こういった資料の共有関係についても今後どうしていこうかという話は進めているところでございます。議員さんがおっしゃいます連携が、どの程度のものをおっしゃっているのかが計り知れないわけですが、連携はとっているつもりでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第42号「平成25年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第42号「平成25年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 3 6)

議 _____ **長** 次に、日程第4、議案第43号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第43号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,250万4千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願い致します。

健康推進課長 それでは議案第43号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」の内容について、ご説明致します。歳出から説明

致しますので、事項別明細書 16、17 ページをお開き願います。

1 款総務費の 5 項 1 目医療費適正化特別対策事業についての増額補正でございますが、これにつきましては県内共同で作成致しますパンフレット購入に伴いまして、補正をするものでございます。次のページをお願い致します。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費ならびに 2 目の退職被保険者等療養給付費につきましては、補正額の増減はございませんが、国庫負担金等にかかる拠出金の決定がありましたので、財源の内訳のみ補正をするものでございます。次のページをお願い致します。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金につきましては、平成 25 年度の拠出額が決定致しましたので、当初見込みとの差を減額するものでございます。次のページをお願い致します。

4 款前期高齢者納付金、これにつきましても平成 25 年度の拠出額が決定を致しましたので減額をするものでございます。次のページ。

7 款介護納付金につきましても同様に国庫負担金等にかかる拠出金の決定により、財源の内訳のみ減額をするものものでございます。

1 1 款諸支出金、1 項 3 目償還金につきましては、平成 24 年度の療養給付費等負担金にかかる国庫支出金精算返納金を計上致しておるところでございます。次のページ。

1 2 款予備費でございますが、歳入歳出の見合いにより減額補正をするものでございます。次に歳入についてご説明致します。6、7 ページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金ならびに 2 項 1 目財政調整交付金の減額補正につきましては、歳出で説明を致しました 2 款の保険給付費の一般療養給付費等にかかる歳出額決定に伴う減額補正の対応分でございます。次のページ。

4 款県支出金、2 項 1 目につきましても同様に 2 款の保険給付費等にかかる拠出額の決定に伴い減額補正をするものでございます。次のページ。

5 款療養給付費交付金、1 項 1 目療養給付費交付金につきましては、平成 25 年度の交付金決定に伴い増額補正をするものでございます。また、過年度分につきましては、平成 24 年度にかかる退職者医療交付金精算によりまして追加交付決定がありましたので、それに基づき補正対応をするものでございます。

次のページをお願い致します。

6 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金の減額補正につきましては、拠出額の決定に伴いました補正をするものでございます。次のページ。

1 0 款 1 項 2 目その他繰越金につきましては、5 9 万 1 千円の増額補正と致しております。前年度繰越額の確定によるものでございます。

以上で、説明を終わりますがご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第 4 3 号「平成 2 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 3 号「平成 2 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 4 4)

議 _____ **長** 次に、日程第 5、議案第 4 4 号「平成 2 5 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第 4 4 号「平成 2 5 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入差出それぞれ17万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,903万9千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは、議案第44号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」につきまして、ご説明を致します。

今回の補正につきましては、平成24年度の繰越金額の確定に伴う広域連合納付金と一般会計繰出金を精算するための補正でございます。それでは事項別明細書でご説明致しますので、6、7ページをお開き願います。

歳入で、4款1項1目繰越金でございます。平成24年度の精算に伴う繰越金につきまして、当初予算との差額17万9千円を増額補正するものでございます。次のページをお願い致します。

歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、7万5千円を増額補正を致しております。後期高齢者医療広域連合納付金として、平成24年度分ということで、平成24年度、25年4月、5月の出納閉鎖期間に納付があったものを広域連合へ納付するものでございます。次のページをお願い致します。

3款1項1目他会計繰出金でございますが、平成24年度の精算によりまして、一般会計の繰出金として増額補正を致しておるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありますか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第44号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第44号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)」は、原案のとおり可決されました。

(11:48)

議 長 次に、日程第6、議案第45号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第45号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,596万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,674万6千円にしようとするものです。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは議案第45号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)」の内容についてご説明致します。

今回の補正につきましては、24年度分の精算ということでの補正でございます。それでは、事項別明細書でご説明致しますので、6、7、ページをお開き願います。

9款繰越金、1項1目繰越金につきましては、増額補正でございます。すべてを純繰越金として受け入れを致しております。なお、平成24年度の精算による次年度支払の見込み額でございますが、7,482万1千円が25年度の自主財源可能額となります。1,114万円程返納金があるということになります。次のページをお願い致します。歳出についてご説明致します。

2款1項1目介護サービス等諸費の減額補正、ならびに5目の高額医療合算介護サービス等費の増額につきましては、備考欄に掲載を致しておりますが、

現予算等に対する過不足を補正するものでございます。説明欄の居宅介護サービス給付費につきましては、自宅等において受けるサービスでございます。この分が減額を見込んでおります。高額医療合算介護サービス費につきましては、前年の8月から本年の7月までの一年間にかかる医療保険と、介護保険との自己負担額の合計額が高額になる場合に、負担を軽減するための支給制度というのでございます。この分が増額になっている分につきましては、前年の8月から7月までということでは一月遅れになると、翌年度の精算ということになりますので、25年度で精算分が、いわゆる前年度の分が翌年度に支払わなければならないというところでの増額でございます。次のページをお願い致します。

5款基金積立金、1項1目介護給付費基金積立金につきましては、3千万円の増額補正を致しております。2012川棚町高齢者対策基本計画、いわゆる第5期の介護保険事業計画でございますが、これにおきまして決定を致しております介護保険料につきましては、平成24年度から平成26年度までの3年間の介護保険サービス給付費等を見込んで計画期間と致しております。平成24年度におきまして、約7,500万円の繰り越しとなったため、およそ半分を計画期間の最初の年度となる24年度予算に反映することと致しまして、基金へ積み立てるものでございます。この7,500万円程の繰り越しになった要因でございますが、介護認定度の重度者の減少が主なものではないかと考えております。基本計画におきましては、25年度以降に施設の増設を考えておりました。しかし、今現在25年度分でございますが、当初から施設の増設を考えておりましたが、事業所側の方で工事がちょっと遅れまして、8月によやく入所ができたというところでございますので、25年度においても、そう増額はないだろうということでの3千万円の積立をするものでございます。次のページをお願い致します。

7款諸支出金、1項2目償還金につきましては、前年度の国庫負担金等にかかる交付金等の精算返還が必要となりますので、精算返納金として増額をしているものでございます

2項1目一般会計繰出金につきましては、説明欄記載のとおりでございますが、前年度の介護給付費負担分につきましては、調整のための減額でございます。地域支援事業費負担金、それと事務費等精算分にかかる一般会計繰入金の精算分として251万4千円を増額するものでございます。次のページ14、

15ページでございます。

8款予備費につきましては、歳入歳出見合いにより増額補正をするものでございます。

以上で、説明を終わりますがご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

14番久保田 9ページですね、居宅介護サービス給付費が250万円の減額になっています。利用者が減られたことによるものでしょうかけれども、ここから施設に移られた人達が増えたのかどうかというのを一つ伺います。

11ページですね、基金が3千万円というふうに積立金に回っているんですけども、先程の説明で7,500万円の繰り越しとなった理由が、介護認定重度者が減ったということをおっしゃったと受け取りました。これが国の施策で、軽度に追い込まれてはいらっしゃらないかということをお伺いします。

健康推進課長 久保田議員の質疑に対してご説明致します。まず9ページの居宅介護サービス給付費の減額でございますが、これにつきましては当初見込んでおった金額よりも、今現在推移しているものが減少気味だということでの減額をするものでございます。この居宅介護サービスが減少したことにより、いわゆる施設介護が増えるかということと、それには連動していないと考えております。なお、今現在2ヶ月遅れですので、7月分までしか給付費は支出を致しておりません。しかし今後、認定者数が増えるということになると、この分については増額のお願いをする可能性も出てまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

11ページの介護給付費基金積立でございますが、先程申しましたように、26年度までの3カ年分を予定して介護保険料の算定をさせていただいております。この3千万円については、いわゆる25年度では使用しないでもいいだろうということでの積立を致しておるところでございます。議員の質疑でありましたが、国の政策というのは、まったく関係ございません。あくまでも東彼三町での認定審査会での決定ということになりますので、介護度が低く抑えられるということはないということをご理解いただきたいと思います。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありますか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第45号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第45号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:59)

議 長 ここでしばらく休憩を致します。

(12:00)

(...休憩...)

(13:00)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第7、議案第46号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第46号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億2,750万円にしようとするものであります。その他、詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

水道課長 それでは議案第46号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」につきまして、説明させていただきます。まず、歳出から説明致しますので、15、16ページをお開きください。事項別明細書

で説明致します。

2款1項1目下水道建設費ですが、平成25年度国庫補助の当初割り当て内示が減額割り当てとなったための減額補正であります。

13節の委託料であります。発注に向けた精算の結果などによるものです。なお、平成25年4月に、新たに取得しました認可区域の東小串地区JR線路より海側、西小串地区、惣津地区の全体の実施設計は計画通り行うことと致しております。

15節工事請負費は、東小串地区の汚水管渠の工事区域が一部減となるものであります。

22節補償補てん及び賠償金は、汚水管渠の工事区域の減に伴い水道管移転補償費を減とするものであります。

今回の当初割り当て内示額は、本町が当初要望致しておりました要求額の約74%程度になっております。次のページであります。

3款1項2目公債費の利子であります。財源内訳について特定財源のその他、一般会計繰入金を減額し、下水道事業特別会計の一般財源の下水道使用料からの支出を増額するよう組み替えをしたもので、繰越金が決算により確定したためであります。次に7、8ページをお願い致します。歳入についてです。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金3,050万円の減額ですが、先程の歳出と同様、補助金の当初割り当て内示額の減額によるものです。次のページをお願い致します。

4款1項1目一般会計繰入金845万6千円の減額であります。歳入と歳出の見合いにより補正するもので、事業費の減ならびに繰越金の増額によるものであります。次のページ11、12をお願い致します。

5款1項1目繰越金545万6千円の増額であります。平成24年度決算の確定によるものであります。次のページをお願い致します。

7款1項1目下水道建設事業債2,750万円の減額であります。これも当初割り当て内示額の減額による事業費の減に伴うものであります。次に3ページをお願い致します。

第2表の地方債の補正であります。補正後の限度額を2,750万円減額して、7,970万円にするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第46号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第46号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 3 : 0 6)

議 _____ **長** 次に、日程第8、議案第47号「川棚町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第47号「川棚町税条例の一部を改正する条例について」提案理由をご説明致します。

地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されたところであります。これに伴い、川棚町税条例の一部改正につきましては、去る3月31日に専決処分を行い、一部を除いて4月1日から施行し、その旨、5月臨時会において報告をしたところであります。地方税法の一部を改正する法律による改正のうち、一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成

25年6月12日に公布されましたので、その内容に基づき、川棚町税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。改正の内容につきましては、この後、税務課長が説明致しますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

税 務 課 長 それでは、私の方から改正の内容についてご説明致します。

今回の改正につきましては、ただいま町長が申し上げましたように、地方税法の一部を改正する法律による改正のうち、一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が改正されたことによるものでございます。

平成25年度税制改正の概要につきましては、先の5月臨時会先決報告の折に触れさせていただきましたが、成長による富の創出に向けた税制措置という項目があります。これにつきましては、社会保障、税一体改革の着実な推進のために、企業の研究開発、設備投資を促し、個人の金融・証券活動を活性化させようとするものでございます。その他、今回の改正関係では、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しなどを行うものでございます。議案の新旧対照表の後につけております参考資料1から順次説明をさせていただきます。この資料につきましては、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しというタイトルを付けておりますが、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しにかかるものでございまして、年間6回支給される公的年金からの特別徴収制度は、平成21年度から導入されておりますが、今回、年金所得者の納税の便宜を図ることと、徴収事務の効率化の観点から見直されるものでございます。具体的には、表の上段に掲げておりますように、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額、これは4月、6月、8月の支給月に当たりますが、前年度年税額の2分の1相当額とすることと、としております。また、二点目には、社会保険庁など、年金保険者に対し、税額を通知した後に税額が変更された場合や、賦課期日後に他市町に転出した場合においても、一定要件のもと、特別徴収を継続することとしております。資料の中段には、税額算定方法の現行と改正案を青枠で示しており、また下段には徴収額平準化のモデルを示しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。以上が、参考1の資料の説明でございました。次のページ。

金融・証券税制の概要(住民税)と致しておりますが、資料をご覧ください。

先程も述べましたが、今回の税制改正の一つの方向として、個人の金融・証券活動を活性化させるということがありまして、所得税法や税制抜本改革法改正でも、金融所得課税の一体化ということが謳われております。この課税の一体化というのは、具体的には、一つは税負担に左右されずに金融商品を選択できるように税率と課税方式を均衡化すること、そしてもう一つは、商品間の損益通算範囲を拡大することでございます。このことを念頭において、この参考資料2をご覧ください。この資料につきましては、金融・証券税制の概要ということでご覧ください。横軸に商品の種類、左の方から預貯金等、公社債等、上場株式等、非上場株式、その他ということで横軸にとっております。左の縦軸の方には、四角で囲んでありますが、税率、課税方式、課税地、源泉徴収申告という項目が並んでおります。真ん中の上場株式等の欄に、現行の損益通算可能の表示がございます。これが現行でございます。今回の改正により、左側の公社債等の欄まで拡大されることを、この表は示しております。以上が参考資料の説明でございます。議案の新旧対照表4枚目をご覧ください。

左が改正後、右が改正前でございますが、まず1ページ、本則第47条の2、公的年金等にかかる所得にかかる個人の町民税の特別徴収と、次の2ページ、第47条の5、年金所得にかかる仮特別徴収税額等でありまして、先程、参考資料1で説明した内容によるものでございます。次に3ページ、附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除の特例ですが、これは東日本大震災の復興特別所得税と連動して、ふるさと寄附金にかかる特別控除を見直すものでございます。同じく第16条の3、上場株式等にかかる配当所得等にかかる町民税の課税の特例、めくっていただきまして、5ページ、第19条、一般株式等にかかる譲渡所得等にかかる個人の町民税の課税の特例、6ページになります。第19条の2、上場株式等にかかる譲渡所得等にかかる個人の町民税の課税の特例、めくっていただきまして14ページ、第20条、先物取引にかかる雑所得等にかかる個人の町民税の課税の特例については、参考資料2で説明しました内容にかかる所用の改正項目であります。以上が新旧対照表の説明でありましたが、ここで条例改め文3ページをご覧ください。

附則であります。本条例改正は第1条において施行期日を平成28年1月1日としてありますが、1号において、本則第47条の2、第1項及び第47条の5、第1項の改正規定ならびに次条第2項の規定については、平成28年

10月1日から、2号において附則第7条の4、第1項、16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定ならびに次条第3項の規定については、平成29年1月1日からの施行としております。

以上、長くなりましたが議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第47号「川棚町税条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第47号「川棚町税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(13:22)

議 _____ **長** 次に、日程第9、議案第48号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第48号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の提案理由をご説明致します。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されたところであります。これに伴い川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、去る3月30日に専決を行い、4月1日から一部を除いて施行し、その旨5月臨時会において報告をしたところであり

ますが、地方税法の一部を改正する法律による改正のうち、一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されましたので、その内容に基づき川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げます。なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 議案第48号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」私の方から内容等を説明させていただきます。

改正の概要でございますが、先程、町長から提案致しましたように、本年3月に専決処分をした後、臨時議会において報告を致しております川棚町国民健康保険税条例でございますが、関係政令及び省令等の一部改正に伴いまして、総務省から市町村国民健康保険税条例（例）の送付がっております。川棚町国民健康保険税条例につきましても、同様の関係条文、条項を改正するものでございます。

先程、川棚町税条例の一部を改正する条例の中の、金融・証券税制の概要等に触れておりましたが、そこに関するものの川棚町国民健康保険税条例に該当するところがございますので、それと同様に上場株式等にかかる配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたこと、株式等にかかる譲渡所得等の分離課税を一般株式等にかかる課税所得等の分離課税と上場株式等にかかる譲渡所得等の分離課税に改組されたこと等に伴う改正でございます。この条例につきましては、地方税法等の改正に基づく改正というものでございます。それでは、新旧対照表により説明致しますので、新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。

附則第3項でございます。上場株式等にかかる配当所得等の分離課税につきまして、特定公社債の利子が対象として追加されたことに伴う所用の改正を致しているところでございます。

第6項につきましては、株式等にかかる譲渡所得等の分離課税を、一般株式等にかかる譲渡所得等の分離課税と、上場株式等にかかる譲渡所得等の分離課税に改めたことに伴う所用の改正を致しておるところでございます。次のページをお願い致します。

第7項は、法規定の新設に併せて同じく新設する項でございます。上場株

式等にかかる譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴いまして、見出し等を改め規定を新設したものでございます。この項につきましては、前ページの第6項と関連するものであります。

次に、改正前の第7項、附則第7項、第8項の規定につきましては、法令では国民健康保険税については、独立した規定を置いていないということによりまして、条例の性格を踏まえて総務省が示した条例（例）において、削除しておりますので、本町の国民健康保険税条例においても削除するものでございます。なお、このようなことによりまして、次のページになろうかと思いますが、11項、15項においても同様に削除するものでございます。また、附則第9項ならびに第10項につきましては、先に説明しました附則第7項、8項を削除したことにより、項を繰り上げるものでございます。次の3ページでございます。

第11項は、条約適用配当等にかかる分離課税につきまして、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所用の改正をするものであります。それでは、改め文をお開きいただきたいと思っております。2枚目の裏でございます。

附則でございますが、第1条の施行期日でございます。この条例は平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第3項中「と、第23条中「及び山林所得金額」あるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等にかかる配当所得等の金額」とする」を加える改正規定につきましては、公布の日から施行すると致しております。

第2条につきましては、適用区分をそれぞれ規定しているところでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対討論はありますか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第48号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第48号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(13:30)

議 _____ **長** 次に、日程第10、請願第2号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」を議題と致します。

これより、紹介議員の説明を求めますが、あらかじめお諮りを致しておきます。請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、請願第2号については、委員会への付託を省略することに決定を致しました。

これより紹介議員の説明を求めます。

13番森田 本件の紹介議員、森田宏でございます。朗読を持ちましてご説明致しますので、意見書を提出していただけるようお願いしておきたいと思えます。

平成25年8月29日、請願書、川棚町議会議長初手安幸様、請願者、川棚町新谷郷730-1、川棚町の教育を考える会会長宮崎健二。紹介議員、森田宏。

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。

要旨。教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫

負担率を2分の1に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持し、必要な財源が将来にわたり確実に確保されるため、意見書を提出していただきますようお願いいたします。

理由。義務教育は憲法の「教育の機会均等」と「義務教育無償の原則」に基づいて、子どもたち一人ひとりに国民として必要な基礎的資質を培い、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っています。豊かな教育の保障は国の社会基盤形成の根幹であり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は国の責務でもあります。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則として、全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることができるようにするとともに、自治体間における教育水準に格差を生じさせないようにするため制定されたものです。

しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっております。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大にみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

教育予算は、未来への先行投資です。子どもたち一人ひとりが大切な未来への担い手です。どの地域の子どもたちにも格差のないゆきとどいた教育が保障されるよう、義務教育費国庫負担制度について意見書を提出していただきますようお願い致します。格段のご配慮をいただきますようお願い致します。以上であります。

議 長 これから質疑を行います。

5 番 三 岳 ただいま紹介議員の方から説明がありました。ただ、後の意見書を見てみますとですね、過去には国庫負担が2分の1だったものが、現行は3分の1というふうにお聞きしているんですが、そのことによっていろんな影響が出ているということがあろうかと思いますが、この意見書案の中には、そのことが触れてないんですけども、それは触れなくてもよろしいんですか。

1 3 番 森田 お答えします。意見書案につきましてはですね、この請願書を採択していただいた後の課題になると思うんですね。ですから、意見書のことについて私がここで説明するのはどうかと思うんですが、ついでに説明する必要はないと思うんですけどもね。答えになるか分かりませんが、この義務教育費国庫負担が3分の1になったのは、平成18年からなんですね、国の財政とかそういうものと絡めましてですね、こういうことになっておるんですが、要するに、私が今、紹介議員としてお願いしたいことは、この国庫負担の3分の1を2分の1に戻していただきたいという意見書を出していただきたいと、こういうことをごさいますて、三岳議員のお尋ねはですね、この後の意見書の文面についてということになってきますので、あまり詳しく私は説明できないと思っております。以上です。

5 番 三 岳 今、紹介議員の方からですね、意見書案のことで触れられましたが、これはですね、請願者、紹介議員含めてですね、今回の請願については意見書を採択して欲しいということでしょう。ですからそれは当然含んでいると解釈をしておりますので、その文言を入れなくていいのかどうかというのはですよ、それも含めたところのですよ質問をしているつもりです。

1 3 番 森田 それではできる限りお答えしますので、ご質問の内容を具体的に示していただければと思います。再度お願いします。

議 長 森田議員、やっぱり意見書の文面に対してはですね、当然、関連しますので、紹介議員としては何らかの見解は述べていくべきです。改めてその要点を言ってください。

5 番 三 岳 私が申し上げたのはですね、過去は2分の1の国庫負担、そしてそれが3分の1に減らされたと、先程、紹介議員が言われたようにですね、平成18年にそのように変わっているわけですね、そのことによっていろんな影響が来てますよと、しかし、その文言がですね、この意見書の中に入っていないから、入れる考えはないですかということなんですよ。要するに、この意見書じゃなくて、その文言を入れた意見書をですよ、出される考えはないですかということをお尋ねしております。

1 3 番 森田 意見書案は当然添付してございますが、私の一存で紹介議員でございますので、この文言を訂正したりそういうことは考えておりません。

議 長 森田議員、意見書の案文をどうするかはですね、可決されれば出

すわけですから、この中に主となることを入れるべきかどうかということに対しての紹介議員としての見解を述べていただかんばいかな。

1 3 番 森 田 2分の1、3分の1のくだりはですね、私も個人的にはそのとおりだと思っておるんですが、これをですね、私は紹介議員として勝手にこれをいろいろ変更するということはどうかなと思ってですね、そこまでは請願者と打ち合わせしてごさいませんで、私がどうこうするというわけにはいかないと思っっているんですよ。私、紹介議員としてそういうふうに思っておりますが、意見書を採択して送ってもらうということが主眼でございませんで、その本来の趣旨から外れなければ、私は文言の修正はできていいんじゃないかというようなことを思っておりますが、それじゃ事足りませんでしょうか。

1 2 番 田 口 意見書の最後のあたり、最後から2行目のあたりに、「義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう、強く要望します」とあるんですけども、これは今までの解釈によると、2分の1に戻してくれという意味だと普通は思うんですけども、この文言だけ見ればですね、現在の3分の1というのを堅持してくださいというふうにとられてもおかしくないような気がしますので、やはり本来の趣旨であるのは2分の1に戻してくれという意味だと思うんですけども、もう少し私ははっきり書いた方が良くはないかというふうに思いますし、請願の趣旨もそういうことではなからうかと思うんですけども、そのところをはっきりしていただかないと採択の判断ができないと思うんですけど。

議 長 ちょっと休憩します。

(1 3 : 4 3)

(... 休 憩 ...)

(1 3 : 4 4)

議 長 休憩をときます。

1 3 番 森 田 お二人の指摘のとおりだと思います。したがいまして、私もこの文章の請願書と意見書案のいろんな文章上の食い違いというのを分かっておりますので、3分の1から2分の1に戻せというような趣旨の文章に変えてみたらどうかというふうに考えております。そのように状況が許せばしてもらいたいと思っておりますが、それで答えになるでしょうか。

5 番 三 岳 この案件についてはですね、委員会付託ではないわけですね、ということは、今出されている意見書で採決をされるということになるろうかと思

うんですよね。ですから、私と田口議員が言っております2分の1に復元という文言がですね、入らなければ、逆に言えば不採択というかたちになる可能性もあると思いますので、紹介議員の方でですね、その文言を入れたものをですよ、付け加えたものを再提出していただければですね、採決が逆に言えばできないのかなと、私は判断するんですが、そのへんも踏まえて紹介議員の方がお考えなのか。

議 _____ 長 休憩します。

(1 3 : 4 6)

(... 休 憩 ...)

(1 3 : 4 9)

議 _____ 長 休憩をときます。

1 3 番 森 田 意見書の文章の中にですね、要するに先程から説明していただいた義務教育国庫負担分の現行の3分の1を2分の1に改めるということで、意見書案を提出するということになりますので、そのとおり決定していただければよろしいと思いますが。

議 _____ 長 休憩します。

(1 3 : 5 0)

(... 休 憩 ...)

(1 3 : 5 1)

議 _____ 長 休憩をときます。

1 3 番 森 田 意見書についてはですね、現在の3分の1を2分の1に戻すという文言を入れるという前提がございますが、そのような意味で採択をお願いして、そういう手続きをとりたいというふうに考えます。

議 _____ 長 意図を理解するというところで。他に質疑はありませんか。

「 な し 」 の声あり

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し、反対討論はありませんか。

「 な し 」 の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから請願第2号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育国庫負担制度の堅持を求める請願」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。請願第2号を採決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって請願第2号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」は、採択することに決定を致しました。

(13:53)

議 _____ **長** 次に、日程第11、請願第3号「年金2.5%の削減中止を求める請願」を議題とします。これより紹介議員の説明を求めます。

14番久保田 請願第3号、川棚町議会議長初手安幸様、請願人、全日本年金者組合長崎県川棚支部支部長生月光幸、紹介議員、久保田和恵です。

年金2.5%の削減中止を求める請願。

請願の理由。町民の福祉増進への日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、昨年11月16日には、衆議院解散に先立ちほとんど審議されることのないまま、今年の10月から3年間で年金を2.5%も削減する法案が成立しました。

物価スライド「特例水準の解消」を理由としていますが、これは2000年から2002年に消費者物価指数が下がった時に高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を据え置いた措置です。

灯油など生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活が厳しさを増している今、10年以上もさかのぼって年金を引き下げる理由はありません。来年4月から消費税引き上げが重なるならば、その深刻さは計り知れません。特例水準の解消は、毎年0.9%以上も年金を削減するデフレ下のマクロ経済スライドに連動し、限りない年金削減の流れが作られてしまいます。

年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。高齢者の大幅収入減は地域

の経済にも大きな影響を与え、自治体の収入減にも直結することは言うまでもありません。深刻な不況が続く日本経済への打撃も看過できません。

本来、物価スライドは物価高騰に対して年金の目減りを回避するためのものです。年金削減の手段とするのは本末転倒です。

よって、このような年金削減の流れを変えたいとする、私たちの運動にご理解をいただき、不況をより深刻とする年金2.5%削減の実施を中止するよう国政に働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項。1、特例水準の解消のための年金2.5%削減を中止する事。以上です。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております請願第3号「年金2.5%の削減中止を求める請願」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、請願第3号「年金2.5%の削減中止を求める請願」は、総務厚生委員会に付託することに決定致しました。

(13:58)

議 _____ **長** 次に、日程第12、陳情第3号「消費税増税実施の延期を求める陳情書」を議題とします。

陳情第3号「消費税増税実施の延期を求める陳情書」は、会議規則第95条及び第92条第1項の規定により、総務厚生委員会に付託しますので、審査の上報告願います。

(13:58)

議 _____ **長** 以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これで散会と致します。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 3 : 5 9)